

重粒子線がん治療施設整備運営事業 募集要項 概要

1 事業目的

大手前地区において、大阪府立成人病センターをはじめとする医療機関と連携し、長期間にわたり、安全で質の高い最先端のがん治療を府民に提供する。

2 事業の概要

- (1) 事業名称 重粒子線がん治療施設整備運営事業
- (2) 実施主体 地方独立行政法人大阪府立病院機構理事長 遠山 正彌
- (3) 事業場所 大阪市中央区大手前 3 丁目 約 5,400 m²
- (4) 整備する施設 重粒子線（炭素線）がん治療施設
- (5) 事業方式 民設民営による。用地については、事業用定期借地権（借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 23 条）を設定する。

本事業を行う事業者として選定された民間事業者が、病院機構の提示する要求水準及び民間事業者の提案に基づいて、自らの費用負担により、重粒子線がん治療施設の設計・建設・運営を行う。運営期間終了後、民間事業者は、自らの費用負担により本施設を解体撤去する。

(6) 民間事業者が行う業務の概要

- ①施設の設計・建設・工事監理、②重粒子線がん治療装置の設置、③施設の所有・運営（治療の実施）、④施設の維持管理、⑤重粒子線がん治療装置の保守点検、⑥運営期間終了後の解体撤去

(7) 事業期間

①設計期間、②建設期間、③運営期間、④解体撤去期間の合計で、民間事業者の提案とする。ただし、建設期間（設計期間を除く）は 24 カ月以内、運営期間は概ね 30 年間、解体撤去期間は 12 カ月以内とし、建設工事は平成 28 年度中に完了させ、平成 29 年度中に本施設の運営を開始するものとする。

事業期間			
①設計	②建設（24 カ月以内）	③運営（H29 年度～概ね 30 年間）	④解体撤去（12 カ月以内）

(8) 借地料（年額）

事業場所の東側路線価の 2%以上で、民間事業者の提案とする。ただし、設計期間、建設期間、運営開始後 3 年間、解体撤去期間については、民間事業者からの提案により減免等を行う。

(9) 保証金

民間事業者は、病院機構へ借地保証金として、施設の解体撤去費相当額及び提案借地料の 12 カ月分相当額を預託する。

3 要求水準等

年間 800 人以上の重粒子線（炭素線）がん治療に対応可能な施設・運用とする。

(1) 施設・治療装置

- 重粒子線（炭素線）がん治療施設で、治療室は 3 室以上とする。
- 照射機器のポート数は、4 ポート以上とする。
- 「府立成人病センターの移転を前提とした大手前・森之宮地区の土地利用基本計画（素案）」との整合を図る。
- 周辺環境、景観に配慮する。敷地内緑化に努める。
- 工事期間中の周辺環境に配慮（騒音・振動対策など）する。
- 成人病センターとの連携を考慮し、センターの患者等の利便性に配慮する。
- 成人病センターの病室等からの視界に配慮する。
- ユニバーサルデザインに配慮する。

(2) 運営

- ・ 府の医療政策との整合を図る。
- ・ 治療に当たって成人病センター及び他の医療施設との連携を図る。
※成人病センター及び他の医療施設との具体的な連携については、事業者として決定した後、協議すること。
- ・ 既存施設の粒子線治療費とのバランスを考慮し適切な料金設定とする。
- ・ 患者、従事者の安全性を確保する。
- ・ 敷地境界において放射線量の測定・監視を常時実施する。

4 事業の適切かつ確実な実施の確保（病院機構の関与）

(1) 運営評価委員会（仮称）

病院機構が運営状況を確認し、必要に応じて助言や協議を行うため、民間事業者も参画する「運営評価委員会（仮称）」を設置する。

(2) 成人病センターによる支援

- ①プロトコール（治療手順）の作成支援、②治療計画にかかる助言等、③患者の紹介

(3) モニタリング

病院機構は、民間事業者が本事業を適正に実施していることを確認するため、業務要求水準及び提案内容の達成状況等についてモニタリングを行い、必要に応じて、民間事業者に改善を求める。

5 民間事業者の募集・決定

(1) 募集・決定の方法

公募型プロポーザル方式による。民間事業者を広く募集し、本事業の実施に係る提案を受け、学識経験者等で構成する選定委員会において、提出された提案書の審査を行い、最優秀提案を選定する。病院機構は、選定結果に基づき民間事業者を決定する。

(2) 手順・スケジュール（予定）

- H25年7月31日 募集要項等（募集要項、民間事業者決定基準、様式集、基本協定案、定期借地契約書案）の公表
- 9月下旬 募集要項等に対する質問等の受付・回答の公表
- 11月 応募書類の受付・プレゼンテーションの実施
- 12月 民間事業者の決定及び公表
- H26年1月 民間事業者との基本協定の締結
- H27年4月以降 民間事業者と定期借地契約の締結（締結の日は別途定める。）

<参考> 選定審査の流れ（民間事業者決定基準から抜粋）

